芦屋市市民マナー条例推進計画 第4章 施策の展開 具体的な取組一覧

基本目標1 美しい芦屋を守るための「市民マナー条例」をもっと周知しよう

具体的な取組(計画書P26~27参照)

No.	事業種別	取組	内容	実施の有無等	来年度以降の展望
1	継続	広報紙(環境特集号・芦屋ニューズレター)等を利用した情報発信	広報紙の環境特集号やアシヤニューズレター等の 在住外国人向けの情報紙に市民マナー条例に関す る情報を掲載する。	環境特集号(6月)にて掲載。その他4月号にて掲載。アシヤニューズレター(7月)にて掲載。	掲載回数を増やす等,広報紙等をできる限り活用していく。
2	拡充	ホームページを利用した情報発信	市ホームページに市民マナー条例に関する情報を 掲載し、事業所等のホームページにリンクしてもら う。	ホームページ自体を見ていただきやすいよう、QRコードなど	観光客等を呼び込むようなイベントを中心に
3	継続	広報チャンネル(ケーブルテレビ)を利用した情報発信	市民マナー条例を知ってもらうための番組を作成し 放映する。		引き続き, 広報チャンネル(ケーブルテレビ)をできる限り活用していく。
4	継続	まちナビを利用した情報発信	まちナビに市民マナー条例に関する情報を掲載する。		今年度は掲載が少なかったので, 花火の時期 等, できる限り活用していく。
5	継続	交通機関を利用した情報発信	バスの車内アナウンスやポスター掲示など、交通機 関を利用し情報発信する。	阪急バスアナウンスを実施。バス停付近に阪急バスと推進連絡会, 市の連名にてマナー条例及びマナーの啓発看板を数 箇所設置した。	JR芦屋駅の駅構内に喫煙禁止区域等の表示 について協議し、実施する。
6	継続	市職員に向けた市民マナー条例の周知	市職員に市民マナー条例を周知する	庁内掲示板等を活用し、市が発注する工事業者等にも契約 段階でマナー条例を周知するよう依頼した。また、神戸芸術 工科大学の学生の作品の紹介やチラシ(新聞折込)等につい ても庁議等にて周知を行った。また、チラシや啓発うちわの配 架による周知も行った。	庁内の研修等の機会も活用する等, あらゆる機会を活用し周知する。
7	継続	 啓発チラシ等の作成 	市民マナー条例に関するチラシ等を作成する。	成した。また、各発づらわもTF成した。 	今後も神戸芸術工科大学との連携を深め、啓 発チラシ以外にも、子供向け漫画の作成や、啓 発看板のデザイン等も含め依頼予定。
8	拡充	啓発チラシ等の配布	公共施設への配布だけでなく、地域や学校園・事業 所等の協力によりチラシ等を配布する。	小学校・幼稚園には啓発キャンペーンのチラシを配布した。また、美化推進員の方のご協力による街頭キャンペーンでの配布のほか、自治会掲示板を活用したチラシの掲示のご協力予定。	今後は推進連絡会の委員の方々の組織での啓 発チラシの配布をお願いする予定。
9	新規	民間も含めた地域活動団体(自治会, 事業所, NPO 団体等)の機関紙を利用した情報発信	団体の発行する機関紙に市民マナー条例に関する 情報を掲載する。	l=	特に何かの地域イベントの案内等の際に活用 いただけないか検討する。
10	継続	啓発看板、路面表示等による周知	効果的な啓発看板・路面表示を設置する。	新たに歩行喫煙禁止タイルや喫煙禁止区域タイル, 電柱等へのシート等, 違反の多い地域での新規設置を行った。	のぼり旗については、景観上の課題もあり、減少させつつも、目障りではなく目立つ看板という課題を意識して様々なパターンの掲示を行っていく。また、古く色褪せた看板等については、情報をもとに回収し必要に応じて差し替えしていくことを検討。
11	継続	公用車へのステッカー等の掲示周知	公用車の市民マナー条例に関する情報のステッカー を掲示する。	歩行喫煙禁止のステッカーを貼った(1台)	デザインも含め、全台に設置できるようなものを 検討。また、予算がつけば、例えばバスの車体 へのラッピング等による周知も検討する。
12	継続	イベント会場等でのアナウンスによる周知	芦屋さくらまつり等のイベント会場で市民マナー条例 周知のアナウンスを実施する。	さくらまつりでのアナウンスを実施。	効果的な実施方法も含め今後検討を行う。

基本目標2 マナーを守る 美しい心 を子どもの頃から育もう

具体的な取組(計画書P28参照)

No	. 事業種別	取組	内容	実施の有無等	来年度以降の展望
1	新規	教職員に向けた市民マナー条例の出前講座	子どもの教育に直接関わる教職員対象に条例の内 容等を理解してもらうための講座を行う。	_	小学校3年生で学ぶ教材「わたしたちのまち芦屋」で市民マナー条例についても掲載いただくためにも、教職員の方を対象に条例の内容や理念等を理解してもらうための説明会等の検討を行う。
2	新規	子どもに向けたマナーの出前講座	「人に迷惑をかけない」など、マナーに関するテーマで子どもに分かり易い形で講座を行う。	出前講座ではないが、6月1日のわがまちクリーン作成とのタイアップキャンペーンにて、「わるタン」を呼び、子供向けのマナーのイベントを実施した。	
3	新規	市民マナー条例に関するポスター等の募集	を子どもから募集し、優秀作品を公共施設や事業所	休みの課題)のうちの優秀作品の中から市民マナー条例の	今後もマナー条例についてのみの依頼は困難 であるため、今年度の取組みを継続することを 検討(環境施設課へ依頼予定)。

基本目標3 市民マナー条例の推進に向けた市・市民・事業者の一体的な取組を強化しよう

具体的な取組(計画書P29参照)

No.	事業種別	取組	内容	実施の有無等	来年度以降の展望
1		民間も含めた地域活動団体(自治会, 事業所, NPO 団体等)への啓発講座の実施	団体の集会等の時間に、市民マナー条例を理解してもらうための講座を行う。		生涯学習課の出前講座(H27年度)へ講座登録をした。状況を見て、講座の活用を案内する。
2	5	まちかどキャンペーンの実施	例の周知が必要な地域への集中キャンペーンを実施する。	朝日ケ丘コミスクのお餅つき大会の会場を活用し、啓発キャンペーンを実施した。	自治会等地域からの情報をもとに、今後も違反 行為が多い地域でのキャンペーンを実施してい く。
3	新規	芦屋わがまちクリーン作戦等との協働キャンペーンの 実施	芦屋わがまちクリーン作戦等のイベントの実施に合わせて、市民マナー条例の啓発キャンペーンを実施		今後も効果的なキャンペーンとなるよう検討して いく。
4	新規	 事業所等のイベントとの協働キャンペーンの実施 		マナーという共通点により、JI(ロ本にはに生未)、戸産期初 ※誰か今とのか働せい、ペーン、た実体した	芦屋市商工会様のネットワークを活用させてい ただき、協力いただける事業所、イベントなどの 紹介をいただき、実施する。
5	新規	地域と一体となった啓発パトロールの実施	マナー指導員と地域住民による地域での啓発パトロールを実施する。	潮戸座に一ナ周辺での地元日沿会との協働キャンペーンを 実体した	警備委託やマナー指導員による警備を行っていない地域の中でお困りの地域等を中心に自治会等の情報をもとにパトロールを行う。
6	新規	市民マナー条例に関する標語等の募集	市民マナー条例に関するテーマで標語等を募集し、 優秀作品を公共施設や事業所等に掲示する。	-	今後の検討課題とする。

基本目標4 市民マナー条例の向上に向け、継続的に取り組む仕組みを創ろう

具体的な取組(計画書P30参照)

No.	事業種別	取組	内容	実施の有無等	来年度以降の展望
1	新規	(仮称)市民マナー条例推進協議会の設置	行政だけでなく市民や関係団体を含めた組織「(仮 称)市民マナー条例推進協議会」を設置し、施策の 実施や計画の検証等を行う。	夫 ル。 	引き続き,年3回程度実施する。
2	継続	啓発キャンペーン等の実施の計画立案	啓発キャンペーンなどのイベントが効果的に実施されるよう計画を立案する。	愛護協会との協働キャンペーンを実施。啓発チラシ等の情報 を手に取ってみていただくための啓発グッズにうちわを採用	阪神各市でも路上喫煙禁止条例等を制定する 自治体も増えてきているため、キャンペーンを同 日実施する等、近隣市との情報交換会などを立 ち上げる。
3	新規	環境美化などの市民マナーの向上に寄与している団体及び個人への感謝状の贈呈	推薦された団体及び個人へ,市民マナーの向上へ の活動に対する感謝状を贈呈する。		重点プロジェクトにおいて平成27年度実施予定となっており、選考基準等についても推進連絡会の中において検討する。
4		市民マナー条例のあり方や市民マナー向上に関する 施策の調査・研究			全国の情報などはネットやニュース等で収集しているが、近隣市との情報交換の場を立ち上げ、今後の条例の見直しの際の参考とする。
5	継続	市民マナー条例に規定された禁止事項に対する巡回 警備			違反行為の状況の変化等に合わせて, 効果的な警備となるよう随時見直しを検討していく。
6	拡充	市民マナー条例に規定された禁止事項に対する指導	喫煙禁止区域以外の地域を含め、マナー指導員に よる違反行為への注意及び指導を実施する。	は努力義務)となったことに伴い、通学路周辺だけでなく、違	市内全域をカバーすることは現実的ではないので、今後も違反行為の多い地域を中心に効果的な巡回警備を行っていく。